

## 令和6年度の固定資産税の課税台帳等が閲覧・縦覧できます

閲覧・縦覧できる台帳等	固定資産税課税台帳（名寄帳）の閲覧 ※閲覧できるのは所有分のみ	土地価格等縦覧帳簿の縦覧 ※所有者、納税者の掲載はありません	家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 ※所有者、納税者の掲載はありません
閲覧・縦覧できる方	越生町に土地、家屋などの資産をお持ちの次の方 ①本人 ②本人と同居の家族 ③委任状を持った代理人	越生町へ固定資産税（土地）を納税している方	越生町へ固定資産税（家屋）を納税している方
持ち物	来庁した方の本人を確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）		
閲覧・縦覧の期間及び時間	4月1日（月）～ ※土（午後）・日曜日、祝日を除く	4月1日（月）～5月31日（金） ※土（午後）・日曜日、祝日を除く	
	平日 午前8時30分～午後5時15分 土曜日 午前8時30分～正午		
手数料	5月31日（金）まで 無料 6月1日（土）以降 有料	無料	
写しの交付	5月31日（金）まで 無料 6月1日（土）以降 有料	写しの交付はできません	
閲覧・縦覧場所	税務課窓口		

令和6年度の評価証明も4月1日（月）から申請できます。詳しくは☎までお問い合わせください。  
☎税務課 課税担当 ☎内線134

## 越生町地域交通タクシー・バス利用券の新規・更新の申請

申請開始日 4月1日（月）午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

申請会場 ①越生町役場  
【4月1日（月）～4月5日（金）】役場2階 202会議室  
【4月8日（月）～】役場2階 企画財政課窓口  
②梅園コミュニティ館

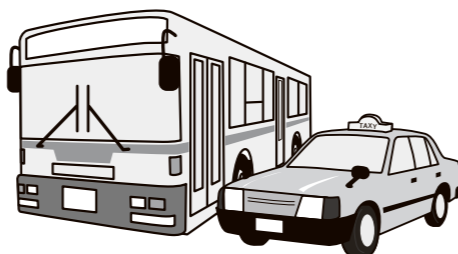
### ■利用までの流れ

#### 【新規の場合】

- ①申請書、顔写真（3cm×2cm）、運転免許経歴証明書等を提出
- ②申請後、利用券のお渡しまでに1週間程度かかります。  
（利用券の受け取りは、必ず利用者本人がお越しください。）

#### 【更新の場合】

- ①申請書、利用者証を提出（代理申請可）
- ②申請時、利用券をその場で交付します。  
※申請書は、申請会場に用意しています。



### ■タクシー利用料金助成事業

対象者 自動車運転免許返納者、または70歳以上で自動車を所有していない方  
※令和6年度に70歳に達する方を含みます。  
利用範囲 町内での乗降による利用、日常生活で必要とされる場所への移動  
※町外は毛呂山町の埼玉医科大学病院とハピネス館での乗降に限り利用できます。  
交付限度額 42,000円（500円×84枚）

### ■バス利用料金助成事業

対象者 自動車運転免許返納者、または70歳以上の方  
※令和6年度に70歳に達する方を含みます。  
利用範囲 町内での乗降による利用  
※ときがわ町路線バス・鳩山町営路線バスは町内での乗降に限り利用できます。  
交付限度額 30,000円（100円×300枚）

☎企画財政課 企画担当 ☎内線223

## こどもの医療費・ひとり親家庭等医療費・ 重度心身障害者医療費の受給者様へ

令和4年10月からこどもの医療費・重度心身障害者医療費、令和5年1月からひとり親家庭等医療費（こどものみ）が埼玉県内全域で現物給付方式に変わりました。  
県内現物給付化に伴い、現在使用できる受給資格者証は、以下のものとなります。

### 【こども医療費】

原則として、有効期限が**誕生日または転入日から子の年齢が満18歳に達する年の年度末まで**のもの（オレンジ色）

### 【ひとり親家庭等医療費】

原則として、有効期限が**R6.1.1～R6.12.31**までのもの（オレンジ色）  
※年の途中で対象となる児童が年齢要件を満たさなくなる場合は、有効期限がR6.1.1～R6.3.31となっております。  
※申請日等によって、開始日が異なる場合があります。

### 【重度心身障害者医療費】

原則として、有効期限が**R5.10.1～R6.9.30**までのもの（オレンジ色）  
※後期高齢の保険切替のタイミングや所持している手帳の再認定の時期によっては、有効期間が異なる場合があります。

現在お手元に色の違う受給資格者証や有効期限が切れている受給資格者証等、上記以外のものをお持ちのかたは、担当課へ返却していただくか、ご自身で裁断のうえ破棄していただき、医療機関でのご使用はしないようお願いいたします。  
ご不明点等ございましたら、下記問い合わせ先へご連絡ください。

☎子育て支援課 子ども担当 ☎内線162（こども・ひとり親家庭等医療費）  
健康福祉課 福祉担当 ☎内線113（重度心身障害者医療費）

## 役場庁舎内有料広告（ポスター掲示）募集のお知らせ

### ■募集案内

掲示場所	役場西側玄関内の掲示用パネル
規格	B1判 縦1,030mm×横728mm（ポスター形式） B2判 縦728mm×横515mm（ポスター形式）
募集枠数	3枠
掲示期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 最長12か月
掲載料	B1判 月額3,500円 B2判 月額3,000円 <掲載料の割引> ◇6か月分一括申し込みの場合 … 1か月分の料金を減額 ◇12か月分一括申し込みの場合 … 3か月分の料金を減額
申込期間	3月1日（金）～15日（金）※土・日を除く。
申込先	総務課庶務担当

※詳しくは、町のホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。  
<お問い合わせ・申し込み先> 総務課 庶務担当 ☎内線214